

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例施行規則

(平成30年6月21日規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市放置自動車の適正な処理に関する条例（平成
年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める
ものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第5号に規定する相当の期間は、15日間とする。

(調書等)

第4条 市長は、条例第4条の規定により放置自動車の状況等を調査したとき
は、放置自動車調書（別記第1号様式）を作成するものとする。

2 市長は、放置自動車処理記録書（別記第2号様式）により、放置自動車の
処理に関する事項を記録するものとする。

3 市長は、放置自動車を調査するときは、放置自動車調書及び放置自動車の
調査等の協議書（別記第3号様式）により、成田警察署長に対し所有者等の
調査、犯罪との関連等について協議するものとする。

(警告)

第5条 条例第5条の規定による警告は、警告書（別記第4号様式）により行
うものとする。

(勧告)

第6条 条例第6条の規定による勧告は、警告書の期限を経過しても適正な処
理がなされない場合、勧告書（別記第5号様式）により行うものとする。

(措置命令)

第7条 条例第7条の規定による措置命令は、勧告の期限を経過しても適正な
処理がなされない場合、措置命令書（別記第6号様式）により行うものとし
る。

(廃物認定及び処分)

第8条 条例第8条の規定による放置自動車の廃物認定及び処分については、
放置自動車の廃物認定（別記第7号様式）により行うものとする。

(廃物認定外放置自動車の処分)

第9条 条例第9条の規定による廃物認定外放置自動車の処分は、廃物認定外

放置自動車の決定（別記第8号様式）により行うものとする。

（引取通知）

第10条 条例第11条第2項第2号の規定による引取通知は、放置自動車引取通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（返還手続）

第11条 市長は、条例第12条の規定による費用を請求するときは、放置自動車費用請求書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 保管放置自動車の所有者等は、当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、その引取りを受けるべき正当な権利を有する所有者等であることを証する書類を提示し、市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項に規定する申出があった場合、第1項に規定する費用の納入があったことを確認した上で、放置自動車受領書（別記第11号様式）と引換えに引き渡すものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（富里市長の権限の一部を富里市教育委員会に委任する規則の一部改正）

2 富里市長の権限の一部を富里市教育委員会に委任する規則（平成7年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一号を加える。

(10) 市が所有し、又は管理する土地、建物等の公共施設のうち教育委員会が所管するものに放置自動車がある場合における富里市放置自動車の適正な処理に関する条例（平成30年条例第23号）に基づく放置自動車の調査、警告、勧告、措置命令、移動、保管、廃物認定及び処分に関すること。

別記

第1号様式（第4条関係）

放置自動車調書

整理番号					担当課				
発見・通報年月日					通報者（住所，氏名，電話番号）				
調査年月日					調査担当者（所属，職，氏名）				
放置場所	所在地・位置								
	所有者，管理者等								
	場所区分								
放置自動車の形態等		メーカー				ナンバー			
		種類				車検期限			
		車名				車体番号			
		色				その他			
走行に必要な主な機能の状況					附属機能の状況				
装	置	無	破損	腐食	不明等	附属機能	大破（無）	中破	小破
エ	ン	ジ	ン			車	体		
ト	ラ	ン	ス	ミ	ッ	シ	ヨ	ン	
ハ	ン	ド	ル			バ	ン	パ	
ラ	ジ	エ	タ	ー		サ	イ	ド	
座		席				エ	ン	ジ	
タ		イ	ヤ			フ	ロ	ン	
放置されている状況						リ	ヤ	ガ	
汚れ・ほこりの状態		□多 □中 □少 □無				サ	イ	ド	
捨てごみの状態		□多 □中 □少 □無				照	明	類	
						(ヘッド・テール)			
管理・使用の形跡		□有 □無				室	内	の	
その他の状況						メ	ー	タ	
						メーター類			
備考									

放置自動車処理記録書

整理番号		担当課	
発見・通報年月日		通報者（住所、氏名、電話番号）	
調査年月日		調査担当者（所属、職、氏名）	
放置場所	所在地・位置		
	所有者、管理者等		
	場所区分		
放置自動車の形態等		メーカー	ナンバー
		種類	車検期限
		車名	車台番号
		色	その他
照会		照会日	回答日
		照会先	
		回答内容	
所有者名			
住所			
連絡先			
警告日		勧告日	措置命令日
保管・移動の有無		移動・保管日	引取通知日
費用請求日		請求金額	費用等納入日
返還日			
放置自動車廃物判定委員会	委員会開催日		判定
廃物認定日		告示日	処分日
処分方法		売却日	売却金額
備考			

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

成田警察署長

様

富里市長

印

放置自動車の調査等の協議書

標記について、下記のとおり放置自動車がありますので、次の事項について調査の上、御回答くださるようお願いいたします。

放 置 自 動 車 等	放置自動車調書（別記第1号様式）のとおり
調 査 依 頼 内 容	(1) 所有者の氏名及び住所 (2) 犯罪の有無及びその内容
連 絡 先	担当課等名 担当者名 電話番号
備 考	

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



警 告 書

この自動車等の所有者等は、速やかに自動車等を撤去し、又は移動する等の適正な処理をしてください。

年 月 日までに適正な処理をしない場合は、富里市放置自動車の適正な処理に関する条例に基づき、市において移動、保管又は処分を行う場合があります。この場合は、これらに要した費用を所有者等に請求するとともに、罰則が適用される場合があります。

また、この自動車の所有者等についても心当たりのある方は、富里市役所まで御連絡ください。

連絡先

担当部課名

電話番号

第 号
年 月 日

住所・所在
氏名・名称 様

富里市長



勸 告 書

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第6条の規定により、次の放置自動車を撤去し、又は移動する等の適正な処理をするよう勧告します。

なお、 年 月 日までに適正な処理をしない場合は、富里市放置自動車の適正な処理に関する条例に基づき、市において移動、保管又は処分を行う場合があります。この場合は、これらに要した費用を所有者等に請求するとともに、罰則が適用される場合があります。

放置場所		
放置自動車の形態等	メーカー	
	種類，車名等	
	塗 色	
	登録・車台番号	
連絡先	担当課等名 電話番号	
備考		

住所・所在
氏名・名称

様

富里市長



措置命令書

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第 7 条の規定により、
年 月 日までに、次の放置自動車を撤去し、又は移動する等の適正な
処理をするよう命ずる。

なお、この命令に従わない場合は、富里市放置自動車の適正な処理に関する
条例第 1 7 条及び第 1 8 条の規定により、20 万円以下の罰金が科せられます。

また、市において移動、保管又は処分を行う場合があります。この場合は、
これらに要した費用を所有者等に請求します。

放 置 場 所		
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メ ー カ ー	
	種 類 ， 車 名 等	
	塗 色	
	登 録 ・ 車 台 番 号	
連 絡 先	担 当 課 等 名 電 話 番 号	
備 考		

教示

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
富里市を被告（訴訟において市を代表する者は
となります。）として提起することができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第8条関係）

放置自動車の廃物認定

告示第 号

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第8条の規定により，当該放置自動車を廃物と認定し，下記処分日までに放置自動車を撤去，移動するなど適正な処理を行わないときは，処分する。

富里市長



放 置 場 所		
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メ ー カ ー	
	種 類 ， 車 名 等	
	塗 色	
	登 録 ・ 車 台 番 号	
処 分 日	年 月 日	
備 考	<input type="checkbox"/> 富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第8条第1号に該当 <input type="checkbox"/> 富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第8条第2号に該当	

第 8 号様式（第 9 条関係）

廃物認定外放置自動車の決定

告示第 号

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第 9 条の規定により，下記処分日までに放置自動車を撤去，移動するなど適正な処理を行わないときは，処分する。

富里市長



放 置 場 所		
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メ ー カ ー	
	種 類 ， 車 名 等	
	塗 色	
	登 録 ・ 車 台 番 号	
処 分 日	年 月 日	
備 考	<input type="checkbox"/> 富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第 9 条第 1 号に該当 <input type="checkbox"/> 富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第 9 条第 2 号に該当	

第 号
年 月 日

住所・所在
氏名・名称 様

富里市長



放置自動車引取通知書

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第11条第2項第2号の規定により、 年 月 日までに、次の放置自動車を引き取るよう通知する。

放置場所		
放置自動車の形態等	メーカー	
	種類，車名等	
	塗 色	
	登録・車台番号	
引取方法	引取期限までに本通知書と印鑑を持参して、引取手続場所 所定の手続を行い、保管場所における引取日時の指定を受け てください。 なお、移動及び保管に要した費用について、別途請求する ことがあります。	
引取手続場所		
連絡先	担当課等名 電話番号	
備考		

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所・所在
氏名・名称 様

富里市長



放置自動車費用請求書

富里市放置自動車の適正な処理に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり放置自動車の（移動・保管・処分）に要した費用を請求しますので、期限までに必ず納入してください。

請求金額	円	
請求内訳		
納入期限	年 月 日	
放置場所		
放置自動車の形態等	メーカー	
	種類，車名等	
	塗 色	
	登録・車台番号	
連絡先	担当課等名 電話番号	
備考		

